

公立大学法人岐阜県立看護大学役員退職手当規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人岐阜県立看護大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任による場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、役員としての引き続いた在職期間 1 月につき、退職した日におけるその者の基本報酬月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項に規定する退職手当の額については、岐阜県地方独立行政法人評価委員会（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により岐阜県に設置された地方独立行政法人評価委員会をいう。）が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

3 職員（公立大学法人岐阜県立看護大学職員就業規則（平成 22 年規程第 9 号）第 2 条第 1 項の職員をいう。以下同じ。）を兼務する常勤の理事の退職手当については、前 2 項の規定にかかわらず、公立大学法人岐阜県立看護大学職員退職手当規程（平成 22 年規程第 13 号。以下「職員退職手当規程」という。）の規定による。

(在職期間の計算)

第 3 条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月と計算する。

(職員から引き続いて役員となる場合の特例)

第 4 条 職員が、役員となるため職員退職手当規程に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における第 2 条第 1 項に規定する役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員退職手当規程第 18 条に規定する職員としての在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

3 第 1 項の規定に該当する役員のうち、前項の規定に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の役員としての在職期間を職員退職手当規程第 18 条第 1 項に規定する在職期間とみなして職員退職手当規程を準用して得た額とする。

(岐阜県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第 5 条 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて岐阜県職員（岐阜県職員退職手当条例（昭和 28 年岐阜県条例第 41 号。以下「退職手当条例」という。）第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き岐阜県職員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 岐阜県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の退職手当条例第 7 条、第 8 条及び第 8 条の 2 の規定による岐阜県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて岐阜県職員となった場合又は前項の

規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて岐阜県職員となった場合においては、理事長が別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。

- 4 第2項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該退職の日に岐阜県職員に復帰し岐阜県職員として退職したと仮定した場合に、第2項の役員としての在職期間を退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間とみなし退職手当条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、当該役員が役員となるため岐阜県職員を退職した日における岐阜県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給制限等)

第7条 法第17条第2項(第1号を除く。)又は第3項の規定により解任された役員には、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 役員となった日以前に定年又は勸奨により法人又は岐阜県を退職し、職員退職手当規程又は退職手当条例の規定により退職手当を受けている役員には、退職手当は支給しない。
- 3 第1項の規定は、第4条又は第5条の規定が適用される役員については適用しない。ただし、当該役員が、法第17条第2項(第1号を除く。)の規定により解任された場合はこの限りでない。
- 4 前3項に規定するもののほか、退職手当の支給制限、支払の一時差止め及び返納については、職員の例による。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に、支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 前条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、職員退職手当規程第3条の規定を準用する。

(端数の処理)

第10条 この規程により算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法第59条第2項の規定により職員となることにより岐阜県を退職した者については、当該退職を第5条第2項の規定による退職とみなして第5条の規定を適用する。